

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年10月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和6年8月5日（月）午後1時50分頃、周南市大字櫛ヶ浜の市道磯町線において、都市整備部公園花とみどり課会計年度任用職員が運転する公用車が市道に進入した際、市道の両側に面した家屋の樋に接触し、樋、瓦などを破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方、額及び物件

別紙のとおり

(3) 損害賠償の合計額

¥420,200-

2 専決処分の年月日

令和6年10月15日

(別 紙)

NO	相手方	損害賠償の額	物件
1		266,200円	家屋の樋、瓦及び鼻 隠し
2		154,000円	家屋の樋及び瓦